

生産性向上設備投資促進税制証明書 記入確認シート

生産性向上設備投資促進税制証明書(様式1、様式2)の提出前に下記の事項を全て確認の上、提出いただくようお願いいたします。

(様式1)

- 初回 : 申請設備の証明書を発行し、同時に型式を登録します。
- 2回目以降: 既に型式は登録済みで、工業会の登録番号を工業会ホームページで確認して記入します。申請設備の証明書発行します。

<ご注意> 納入する設備の型式が登録済みの型式と同一でない場合は、登録済みの型式(要素)が納入する設備に含まれていることが証明できるエビデンスが必要です。

- 登録のみ: 工業会会員のみ利用可能です。事前に型式の登録のみを行います。 OK

●当工業会は①のみ対応となりますので、①に☑を記入します。

OK

(様式1 Ver. 3)

(一社)日本分析機器工業会指定用紙
 整理(発行)番号(工業会記入)
 ① 下記②③以外の場合
 ② 当該設備が「最新モデルのソフトウェア」組込型機械装置である場合
 ③ 当該設備がソフトウェアである場合

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

設備の種類	器具備品
設備の用途又は細目	試験または測定装置
当該設備の申請	1. 初回 2. 2回目以降(工業会の登録番号:) 3. 登録のみ
設備の名称	<input type="text"/>
設備型式	<input type="text"/>
納入数量	<input type="text"/>
納入年月	平成 年 月 (予定を記入すること)
設置場所	(事業所名) (所在地)

●「初回」「2回目以降」の場合はお客様に納入した当該設備の名称、型式を記入します。
 ●「登録のみ」の場合は添付される製品カタログ等のエビデンスの製品名称及び型式を記入します。
 複数の型式を登録する場合は、必ず登録する型式が全て記載されているエビデンスの添付が必要です。

OK

●納入数量・納入年月・設置場所
 「初回」「2回目以降」の場合に記入します。
 「登録のみ」の場合は記入不要です。

OK

①「最新モデル」に該当するか (※)当該設備がソフトウェア組込型機械装置(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る)である場合は「一代前モデル」でも可	1. 該当 2. 非該当
②「生産性向上」に該当するか (※)当該設備がソフトウェア(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る)である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場 合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当
先端設備の当否	1. 該当 2. 非該当

●「最新モデル」に該当するか
 当該設備・機器が取得等する年度から起算して、6年以内に販売開始された最新モデルでなければなりません。
 年度はメーカーや事業者の決算年度に係わず「1月から12月」の期間で判断します。
 例外として、一つ前の旧モデルでも販売開始年度が取得年度の前年度の場合は対象となる。

OK

当該要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

〒101-0054
 東京都千代田区神田錦町1-1-2-3
 第一アミビル3F
 電話: 03-3292-0642
 一般社団法人日本分析機器工業会

会長 服部 重彦 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

製造業者等の名称

製造業者等の所在地

代表者氏名 印

担当者所属

所在地

担当者氏名

担当者連絡先(電話番号)

●「生産性向上」に該当するか
 様式2【チェックリスト②】中の下の欄<生産性向上>年平均の数値が1%以上の場合、「該当」となる。

OK

●製造業者等
 2014年7月よりメーカー・ディーラーどちらでも申請が可能となりました。

OK

※「初回」「登録」申請時にディーラーはメーカー発行の代理店証明書(写し)を提出いただくことが望ましい。

●該当要件①「最新モデル」に該当するか、②「生産性向上」に該当するかの要件に関し、両方が「1.該当」となった場合のみ、先端設備の当否にも「1.該当」となります。

OK

●担当者所属等
 担当者所属・所在地は上記 製造業者等と同一情報でしたら記載の必要はございません。
 ただし担当者氏名・連絡先(電話番号)は必ずご記入下さい。

OK

○非会員のみ
 ※返信用封筒をご用意ください。

OK

